

登録商標の引用記載に関して

2010年3月
アルバックテクノ株式会社
ケミカルセンター

弊社は、次の商品又は役務を指定する下記商標権について、商標権者である米国 General Magnaplate 社から独占的使用許諾を受けていると同時に希釈化防止活動を行うことを許可されております。

《指定商品・役務》

区分第09類：「産業機械器具、動力機械器具（電動機を除く）風水力機械器具、事務用機械器具（電子応用機械器具に属するものを除く）その他の機械器具で他の類に属しないもの、これらの部品及び附属品（他の類に属するものを除く）機械要素」

区分第12類：「輸送機械器具、その部品および附属品（他の類に属するものを除く）」

区分第40類：「金属又は金属部品への膜被着処理加工」他

《商標権》

「ニダックス\NEDOX」（商標登録第2169414号）（第12類）

「タフラム\TUF RAM」（商標登録第2193361号）（第9類）

「TUF RAM」（商標登録第3069083号）（第40類）

「NEDOX」（商標登録第3069084号）（第40類）

「LECTROFLUOR」（商標登録第3069085号）（第40類）

「NEDOX\ニダックス」（商標登録第4387712号）（第40類）

「タフラム」（商標登録第5070835号）（第40類）

「ニダックス」（商標登録第5070836号）（第40類）

上記商標について、引用記載等を目的とした使用をされる場合は、例えば「タフラムは、米国 General Magnaplate 社の登録商標です。日本国内ではアルバックテクノ(株)が唯一のライセンシーです。」のように、米国 General Magnaplate 社の商標であることを明記して下さいますようお願い致します。

以上